

安全管理規程フェーズ2の提出方法について

中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官

1. 提出方法

事業形態に応じたひな形をダウンロードしていただき、チェックマニュアル（作成要領）を参考に、加筆・修正を行った上で提出してください。

・ひな形、チェックマニュアル、届出様式：

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/yusonoanzen.html>



2. 必要書類

- ① 安全管理規程変更届出書
 - ② 安全管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準、（任意）地震防災対策基準
- ※旧の安全管理規程、新旧対照表については、提出不要です。

3. よくある補正事項について

以下の事項について、補正になる場合が多いため提出前にご確認ください。

運航の可否判断の手順図（Excel ファイル）が添付されていない。

運航基準の情報の入手元に風速、波高の数値が記載されている。

→情報の入手元を記載願います。

船長兼運航管理者の事業者の場合、チェックマニュアルに基づいた加筆修正が行われていない。 等

4. 提出先

主たる事務所を管轄する次ページの提出先に、メール送信していただくか、直接持参、または郵送により提出してください。

なお、持参される場合は、受付を担当する職員が不在となる場合も考えられるため、あらかじめ持参される日時を連絡いただきますようお願いいたします。

郵送の場合は、控えを返送しますので、書類は2セットご提出いただき、返信用封筒（1セット分返信できる郵便料金の切手を貼ったもの、レターパック可。）を送付してください。また、内容について確認させていただくことがありますので、必ず、連絡先及び担当者のメモを送付してください。

提出先	メールアドレス	住所・電話番号
中部運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官 ※1	cbt-urk- houkoku01@gxb.mlit.go.jp	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館 052-952-8012
静岡運輸支局 清水庁舎 (運航労務監理官) ※2	cbt-urk- shimizu@gxb.mlit.go.jp	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎 054-352-0159
静岡運輸支局 下田海事事務所 (運航労務監理官) ※3	cbt-urk- shimoda@gxb.mlit.go.jp	〒415-0023 下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎 0558-22-0843
三重運輸支局 四日市庁舎 (運航労務監理官) ※4	cbt-urk-yokkaichi@gxb.mlit.go.jp	〒510-0051 四日市市千歳町 5-1 059-352-3386
三重運輸支局 鳥羽海事事務所 (運航労務監理官) ※5	cbt-urk-toba@gxb.mlit.go.jp	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 1-23-83-28 059-925-4790
福井運輸支局 敦賀庁舎 (運航労務監理官) ※6	cbt-urk- tsuruga@gxb.mlit.go.jp	〒914-0079 敦賀市港町 7-15 敦賀 港湾合同庁舎 2 階 0770-22-0003

※1 愛知県、岐阜県に主たる事務所がある事業者

※2 静岡県 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町に主たる事務所がある事業者

※3 静岡県 熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町に主たる事務所がある事業者

※4 三重県 三重県北勢・伊賀地域及び津市・松阪市に主たる事務所がある事業者

※5 三重県南勢・東紀州地域及び多気郡明和町・多気町・大台町に主たる事務所がある事業者

※6 福井県に主たる事務所がある事業者